

尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等が外国人観光客の受入れのための環境を整備し、本市を訪れる外国人観光客の利便性と快適性の向上を図り、もって本市の観光振興を図るため、市長が適当と認めた事業者等が自らの負担において行う外国人観光客の受入環境整備に係る補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象となる者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかの事業種別に該当し、かつ、別表1に掲げる対象要件を全て満たす者とする。

- (1) 飲食店
- (2) 宿泊施設

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) その他、補助金の交付が不適當であると市長が認める者

(補助金交付の対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 外国語表記の整備事業
- (2) 外国語メニュー表示の作製事業
- (3) 無料公衆無線 LAN 環境の整備事業
- (4) キャッシュレス決済環境の整備事業
- (5) 外国語翻訳用端末の整備事業

2 補助対象事業は、補助金の交付決定以後に実施する事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は前条の補助対象事業に要する経費のうち別表2に掲げる経費とする。

2 補助対象経費のうち、公租公課、消費税及び地方消費税は、補助の対象としない。

3 他の補助施策併用時においては、収支決算書に記載の補助対象経費の合計額から併用する他の補助施策により得られた金額を控除したものを補助対象経費の合計額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。補助上限額は次の各号に掲げるとおりとし、複数の事業を実施する場合も上限額は20万円までとする。

(1) 第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事業は、20万円を上限とする。

(2) 第3条第1項第5号に掲げる事業は、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1つの補助事業者につき1年度当たり1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し等

(4) 事業の概要が確認できるパンフレット、カタログ等

(5) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し

(6) 誓約書 兼 同意書(様式第4号)

(7) その他市長が必要と認める書類 等

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定したときは、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請した事業者等(以下、「実施事業者」という。)に通知する。

2 市長は、第7条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(事業の推進)

第10条 前条の補助金の交付決定通知を受けた実施事業者は、適切に事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 実施事業者は、第9条の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又

は廃止しようとするときは、書面により補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとする。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 実施事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 実施事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 4 前項の場合においては、第9条の規定を準用する。

(実績報告)

第13条 実施事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支報告書(様式第7号)
- (2) 補助対象事業の実施内容が確認できる資料又は写真等
- (3) 補助対象経費に掛かる領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付確定書(様式第8号)で補助金の額を通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを実施事業者に対して指示することができる。

- 2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用す

る。

(補助金等の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた実施事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条第1項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、実施事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 実施事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、実施事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、実施事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の確定があつた後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第20条 実施事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、実施事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、実施事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第17条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第 2 2 条 実施事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第 2 3 条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 7 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表 1 補助事業者

事業種別	対象要件
飲食店	1. 市内に事業所を有する法人又は個人であること。 2. 申請日において営業し、かつ、申請日以後も事業を継続する意思があること。 3. 本市および一般社団法人あまがさき観光局が行うホームページやパンフレット等での広報に協力する意思があること。 4. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営業を行っている飲食店営業者であること。
宿泊施設	1. 市内に事業所を有する法人又は個人であること。 2. 申請日において営業し、かつ、申請日以後も事業を継続する意思があること。 3. 本市および一般社団法人あまがさき観光局が行うホームページやパンフレット等での広報に協力する意思があること。 4. 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている宿泊事業者であること。

別表 2 補助対象経費

区分	補助対象となる整備内容	補助対象経費
1. 外国語表記の整備事業 【単独での実施可】	・施設の名称、営業時間等を表記する看板等の設置 ・施設利用者の誘導を目的とした案内看板等の設置（例 非常口、出口、トイレ、レジなど） ※英語表記を必須とする。 ※中国語・韓国語を併記することが望ましい。 ※外国語表記の代わりに、ピクトグラムを用いて表記してもよい。 ※風雨等で容易に破損しないような作製物とすること。 ※新規設置を対象とし、既存の情報修正・追加は対象外とする。ただし、表示がなかった場所に追加で設置することは対象とする。	・製作費 ・工事請負費 ・翻訳費 ・物品購入費 等
2. 外国語メニュー表示の作製事業 【単独での実施可】	・外国語食事メニューの作製及び配備 ※英語表記を必須とする。 ※中国語・韓国語を併記することが望ましい。 ※料理写真の掲載や使用食材の表記など、外国人観光客にも分かりやすく、安心して利用できる内容とすること。ピクトグラムを用いて表記してもよい。 ※外国語メニューが配備されていることが外国人観光客にも分かるようにすること。 ※既存の外国語メニューの修正及び改訂に係る経費は対象外とする。	・翻訳費 ・印刷費 ・製作費 ・物品購入費 等
3. 無料公衆無線 LAN 環境の整備事業 【上記1.2のいずれかの事業と合わせて実施すること】	・公衆無線 LAN 設置または増設にかかる機器購入費 ・公衆無線 LAN 設置または増設にかかる新規回線の開設や配線整備などの工事費用 ※整備する公衆無線 LAN は、利用者の誰もが無料で利用できるものとし、施設及び利用者の双方が安全に利用できるよう対策を講じること。 ※公衆無線 LAN を利用できることを外国人観光客にも分かるよう表示すること。	・物品購入費 ・工事請負費 等

	※既存の無線 LAN の機器の交換に係る経費は対象外とする。	
4. キャッシュレス決済環境の整備事業 【上記 1. 2 のいずれかの事業と合わせて実施すること】	・キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、バーコード決済等）サービス端末の購入及び設置、それにかかる新規回線開設や配線整備にかかる工事費用、インフラ構築費用等 ※キャッシュレス決済ができることを外国人観光客に分かるよう表示すること。 ※既に導入済みの決済手段の機器交換や更新等にかかる費用は対象としないが、新たな決済手段の導入等にかかる拡充費用は対象とする。	・物品購入費 ・工事請負費 等
5. 外国語翻訳用端末の整備事業 【上記 1. 2 のいずれかの事業と合わせて実施すること】	・翻訳アプリを備えたタブレット端末及びスマートフォンの購入及び設置 ・多言語音声翻訳システム機器の購入及び設置 ※付属品は対象外とする。 ※既存機器の更新に係る経費は対象外とする。	・物品購入費 等 ※補助上限 5 万円

- (1) 人件費等の経常的な運営費、レンタル、リース、通信費及び各種手数料に係る経費は対象外とする。
- (2) 消耗品費等のランニングコストは補助対象外とする。
- (3) 上記対象項目であっても、外国人観光客の受入目的としたものではないと認められた場合は補助対象外とする。
- (4) 上記事業を複数実施する場合も、補助上限額は 20 万円までとする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

尼崎市長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者)

尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付申請書

令和 7 年度 尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金について、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容	
2 補助事業の経費所要額	
3 交付申請額	
4 補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し等
- (4) 事業の概要が確認できるパンフレット、カタログ等
- (5) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し（飲食店の場合）
- (6) 誓約書 兼 同意書（様式第 4 号）
- (7) その他市長が必要と認める書類 等

様式第 2 号

事業計画書

店舗名	
所在地	
事業の内容	○設置物又は作製物の仕様、規格、数量、デザイン案、設置 予定場所等

様式第 3 号

収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内容（内訳）
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	内容（内訳）
合計		

備考

- 1 金額を記載する欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記載してください。
- 2 記載欄の行が足りない場合は、適宜別紙を作成し、又はこの様式を複写し、記入してください。
- 3 他の補助金を受けている場合は、その他の収入に計上し、補助金額及び内訳が分かる資料を添付すること。

様式第4号

誓約書 兼 同意書

私は、尼崎市外国人観光客受入整備支援補助事業金の交付申請をするに当たり、以下の項目について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約を遵守しないことがあった場合、当該補助金の交付決定の取り消し、補助金の返還を命じられても異議を申し立てません。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- 2 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 4 市税等を滞納していないこと。

チェック

- ☐ 私は、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付要綱の適正な執行のため、私名義の市税滞納の有無について、市長が調査（照会）することに同意します。

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 様

<下線は自署または押印>

（事業所）住 所

名 称

代表者氏名

担当者氏名

電話

メールアドレス

様式第 5 号

尼商第 号
令和 年 月 日

様

尼 崎 市 長

尼崎市外国人観光客受入整備支援補助事業交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった令和 7 年度 尼崎市外国人観光客受入整備支援事業
補助金について、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

1. 補助事業の名称
2. 補助金の交付決定額 円
3. 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
4. この事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。
5. 補助金交付の条件は、前 4 項に定めるもののほか、次のとおりとする。

様式第 6 号

令和 年 月 日

尼崎市外国人観光客受入整備支援補助事業実績報告書

尼崎市長

補助事業者 住所
氏名

(法人にあつては名称及び代表者)

令和 年 月 日付け尼商第 号一 で補助金の交付決定のあつた令和 7 年度
尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業の目的及び内容	
2 補助事業の交付決定金額	
3 補助事業の着手年月日及び 完了年月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象事業の実施内容が確認できる資料又は写真等
- (2) 補助対象経費に掛かる領収書の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号

収支報告書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内容（内訳）
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	内容（内訳）
合計		

備考

- 1 金額を記載する欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記載してください。
- 2 記載欄の行が足りない場合は、適宜別紙を作成し、又はこの様式を複写し、記入してください。
- 3 他の補助金を受けている場合は、その他の収入に計上し、補助金額及び内訳が分かる資料を添付すること。

様式第 8 号

尼商第 号
令和 年 月 日

様

尼 崎 市 長

尼崎市外国人観光客受入整備支援補助事業交付確定書

令和 年 月 日付け実績報告のあった令和 7 年度 尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金について、審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金の額 円

令和 年 月 日

尼崎市長 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者)

尼崎市外国人観光客受入整備支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け尼商第 号一 にて補助金交付の確定を受けた令和 7 年度
尼崎市外国人観光客受入整備支援補助金について、尼崎市外国人観光客受入整備支援事業
補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金の請求額 () 円

2. 補助金の振込先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	